

令和3年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産加工振興センター、商工観光課〕
建設水道部〔都市整備課〕
選挙管理委員会事務局
2. 監査の期間 自 令和3年11月 8日
至 令和3年12月10日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和2年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否

- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説

明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産加工振興センター

- ・ 特記事項なし

● 商工観光課

- 商工労政担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 物品貸付収入及び季節労働者生活資金貸付金損失補償本人負担金の収入未済金において、長期にわたり納入がなく、居所不明や死亡等により納入督促ができない状況にあることから、滞納者の実態把握に努められるよう前回の監査で意見を述べ、監査指摘事項措置状況報告において滞納者の実態把握等検討する旨報告されているところであるが、検討がされていないことから、滞納者の実態把握等を行い、適正な措置を講じるとともに市民負担の公平性の確保に努められたい。(前回意見)

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市雇用対策協議会負担金の戻入において、
 - ① 負担金の戻入に至るまでの経過がわかる書類がない。
 - ② 戻入手続きも、内部決裁等必要な事務手続きがされないまま戻入納付書のみ発行し戻入させており、不適切な事務処理となっているので、是正されたい。

- 観光振興担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 日本本土四極最東端出発・訪問・到達証明書の発注において、1者から見積書を徴する随意契約ではあるが、金額が確定していない執行伺の段階で、請書(案)に契約金額が記載されているので、適正に事務処理されたい。

◎ 建設水道部

● 都市整備課

○ 都市管理担当

- ・特記事項なし

○ 都市事業担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 舗装新設工事（横 24 号甲線（下部工））において、契約書 6 解体工事に要する費用等（1）及び（2）の金額に記載誤りがあるので、契約書作成時に金額を確認のうえ正確に作成されたい。
- (2) 道路付帯施設補修工事（縦 37 号甲線流末排水改修）において、契約書 6 解体工事に要する費用等（4）再資源化等をする施設の名称及び所在地について、契約書に記載の業者名と受注者から提出された協議書に記載の業者名に相違があるので、契約書作成時に書類を確認のうえ正確に作成されたい。

○ 都市公園担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 都市公園管理委託（芝刈等管理業務）において、契約書に貼付すべき収入印紙の税額に誤りがあるので、法令等確認のうえ適切な措置を講じられたい。

○ 維持担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 賃貸借契約（除雪車輛）において、
 - ① 執行伺の段階で、契約書（案）に見積人の氏名が記載されているので、適正に事務処理されたい。
 - ② 契約書第 4 条に基づく借上車の規格、性能整備状況等の検査が実施されていないものが散見されるので、契約書通りに実施されたい。
- (2) 賃貸借契約（タイヤローラー・ダンプトラック）において、物件を必要とする際に納入を受注者に指示し、使用後は次に必要とするときまで返却しているため、契

約書第9条に基づく納入通知書の届出は納入の都度必要となるが、初回分の納入通知書しかなく、納入に伴う検査書の作成も初回分しかないので、業者に対し指導されるとともに、適正に事務処理されたい。

◎ 選挙管理委員会事務局

○ 選挙担当

・特記事項なし